

第10回教育委員会定例会会議録

平成23年10月25日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員長	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	委員		山口直樹
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		兼松忠雄
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		渡辺秀貴
	生涯学習課長		小林孝司
	給食センター一所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。先日、第55回日本学生科学賞の表彰式が行われ、液状化現象やリンゴの変色について研究した中学生や、人工イクラとマイクロカプセルについて研究をした高校生など、多くの生徒に賞が贈られたと聞きました。あくまで基本的に忠実にテーマを科学的に追究しながら、モデルの実験や検証方法、そして着眼点に独自性や工夫があったことが評価されていたようです。その折に、審査副委員長を務めた大学の先生が総評として、「研究は、ほかの人に理解してもらって初めて研究として認められます。理科の研究でもわかりやすい文章を書き、ほかの人に理解してもらう努力をすることが大事です」とコメントされたのが心に残りました。

これから、平成23年第10回教育委員会定例会を開催します。

議事に入ります前に、10月1日付で山口直樹さんが教育委員に任命されておりますので、ご紹介いたします。

それでは、山口委員にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○【山口委員】 では、座ったままで失礼いたします。山口直樹と申します。10月1日から、教育委員ということで拝命いたしました。10月から早速学校訪問や道徳公開授業の訪問などに参加させていただきながら、まだわからない状況の中で少しずつ学校教育、今の教育の現場について勉強させていただこうと思っております。

それから、私は福祉のほうのかかわりを実は持っておりまして、現在は東京YMCAの医療福祉専門学校というところにおりまして、福祉や医療リハビリ系の学生教育をしておるところなのですが、福祉を考えるとどうしても教育と切り離せないといいますが、そのことで福祉社会をつくっていくということになるのではないかと思っております。きのうも委員会に出席いたしまして、まさにバリアフリーのことであるなど、ノーマライゼーションの考え方のようにどうやって地域に広めていくか。それは教育と切って切り離せない部分があるということを改めて痛感した次第で、何かそういうところでもお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議録署名委員を嵐山委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それでは議事に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第26号、教育委員長職務代理者の選出についてにつきましては、人事にかかわる案件ですので秘密会といたしますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議事に入ります。



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 では、第9回定例会以降、昨日までの教育委員会の主な事業等につきましてご報告申し上げます。

9月28日水曜日に、市教委学校訪問で第三中学校を学校訪問いたしました。

9月29日木曜日、給食センターの運営審議会を開催いたしました。

10月1日土曜日に、山口直樹教育委員が就任いたしております。

同日、国立市の市民文化祭の開催式が公民館市民ロビーで行われました。

同日はまた、三小、四小、五小、六小で運動会が実施されております。

また、同日より中央図書館新型空調設備設置工事が開始されておまして、同日より11月30日まで中央図書館を休館といたしまして、工事を始めているところでございます。

10月2日日曜日には、第七小学校の運動会が行われました。

10月3日月曜日、平成22年度の国立市各会計予算の決算特別委員会がこの日より開会しておまして、11月7日までの審議期間で審議が行われました。一般会計決算、各特別会計決算ともに承認をされております。

10月4日火曜日、給食センターの献立作成委員会を開催いたしました。

10月5日には校長会を開催しております。

10月7日金曜日に、国立市農業委員会の主催によります小学校5年生の稲作体験授業で、6月10日に田植えをした稲の刈り取りということで、稲刈りの体験授業を行っております。

10月8日土曜日に、関頑亭「谷保から国立へ」展が郷土文化館で11月13日までの日程で開始いたしました。

同日、国体の実行委員会代表による山口国体の視察が行われておまして、10日までの日程で関係者が山口県下関市のウエイトリフティング競技を視察しております。

10月10日月曜日、体育の日になりますが、国立文化スポーツ振興財団と国立市体育協会が共催で行っております第22回くにたちウォーキングが800人の参加のもとに行われております。

同日、関頑亭展関連講演事業として、関頑亭さん、嵐山光三郎さんのスペシャル対談が郷土文化館で行われております。

10月11日火曜日、東京都教育庁主催の「放射能と健康影響に関する教員研修会」が、八王子オリンパスホールで行われまして、各校教員や教育委員会事務局から職員が参加いたしました。なお、同じ研修が10月13日に目黒区のパーシモンホールにおいても行われておまして、こちらにも教員関係者が参加しているところでございます。

同日夜、公民館運営審議会を開催いたしました。

10月12日水曜日、国立市教育委員会の市教委学校訪問で第八小学校を訪問いたしました。

同日、二中の合唱コンクールがアミューたちかわで実施されておりますが、この日は六小、四小の6年生も招待されております。

同日、東京都市教育長会が開催されておまして、教育長が出席いたしました。

10月13日木曜日に、副校長会を開催いたしました。

同日から14日まで、小学校の特別支援学級の合同宿泊事業が、山梨県上野原ゆずりはら青少年自然の里で行われております。

裏面に参りまして、10月14日金曜日になりますが、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

同日、東京都市町村教育委員会連合会の管外視察が行われておまして、当市からは佐藤委員長と中村委員が参加されております。

10月15日土曜日、二小で道徳授業地区公開講座を行いました。

また、同日は国立市の環境フェスタの日でありまして、芸術小ホールのギャラリーにおきまして、

市内小学校の子どもたちの環境にかかわる作品を展示したり、あるいは二小のエコ石けんの販売、また五小の八木節や二小のソーラン節で子どもたちも参加いたしております。

10月18日火曜日、この日から11月4日まで、各小学校におきまして順次就学時健康診断を開始しております。来年1年生に就学する子どもたちの事前の健康診断でございます。

同日、東京都市教育長会の企画委員会が府中市で開催され、教育長が出席いたしました。

同日夜、社会教育委員の会を開催いたしました。

10月19日水曜日には、市教委学校訪問で第二中学校を学校訪問いたしました。

10月20日木曜日、一中の合唱コンクールがアミューたちかわで開催されました。

同日夜、スポーツ推進委員の会を開催しております。

10月21日金曜日には、第三中学校の合唱コンクールが、こちらは東京都立多摩社会教育会館ホールにおいて実施されました。

10月22日土曜日、道徳授業地区公開講座が、七小と八小で両校同時に開催されております。

教育長報告は以上でございます。

それから引き続きまして、東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対応についてのその後の状況を少しお話し申し上げます。

各市立小中学校の空間放射線量の測定でございますが、第4回目を10月13日から20日の間で、各校リレー式に行いました。最近、足立区の小学校で雨どいの水から高い放射線量が検出されたなど、あるいは東村山市の小学校でも、雨水ますから高い放射線量が出たという報告がされております。こうした中での測定でございましたので、各測定表にございますように、各校校庭だけではなくて、任意に側溝や下水溝、排水ますの近辺、あるいは花壇や落ち葉だまり等をできるだけ選んで測定をしていただきました。

結果として、若干、0.15、0.16というやや高目の数字が出ているところがございますが、ほとんど問題ないという状況の数値でございました。

それから、学校給食食材の放射物質の測定でございますが、10月の野菜等のサンプリング測定として、埼玉県産のカブと群馬県産の白菜、それから茨城県産のニラについて測定を実施いたしましたが、いずれも不検出でございました。

また、牛乳につきましては、9月28日に群馬県において、納入元であります東毛酪農業協同組合の原乳が検体として検査されております。ヨウ素は不検出でございましたが、セシウム134と137について微量の検出結果が出ておりますが、暫定規制値からするとまずほとんど問題ない数値となっております。

それから、給食物資の11月の使用予定分について、お手元にあるとおり、各学校を通して保護者へ通知申し上げているところでございます。

東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対応のその後については以上でございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

○【佐藤委員長】 教育長報告とあわせて原発事故に伴う放射能対応のその後の状況についてもお話をいただきました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 この間、秋ということもあり、各学校の行事なども催されています。大変盛りだくさんですので、私が参加した幾つかのことについて簡単に感想を申し上げたいと思います。

学校訪問では三中と二中と八小に伺いました。2つの中学校で研究授業が2つとも国語の授業でした。三中は「アニメーション」という手法を使って、子どもたちが物語の順番を自分たちで相談しながら二人組で入れていくというもので、非常に活発な授業を見せていただきました。二中は、ここ数年「学び合い」ということで、グループ学習を積極的に取り入れてきています。この前の研究授業では、4人のグループで「コボちゃん」という漫画の「起・承・転・結」の「結」という部分でコボちゃんのおじいさんのせりふが空白になっていて、そこにどのようなせりふを入れるのがいいのかということ、子どもたちが相談して発表して、そしてまた自分の班に持ち帰って話し合うという活動をしていました。

2つの中学校とも言語活動が非常に重視され、しかも子どもたちが積極的にかかわる授業ということが取り組まれているところに、非常に感銘を受けました。

どちらの学校も、先生たちの研究協議会も意見が非常に活発に交換されて、時には笑い声も出るような、非常にいい雰囲気でお互いに率直に意見を交換しているところに、先生たちの力量を感じました。

八小は、先ほども教育長から紹介があったように、その翌日が特別支援学級合同宿泊事業ということで、その前日であったために、合同宿泊事業に備えてスケジュールを前もってなぞるという体験によって、見通しが持てて楽しく落ちついて参加できるようにするという取り組みが丁寧にされていました。

合唱コンクールには、日程の都合で三中に伺いました。3年生の合唱だけしか聴けなかったのですが、課題曲が大地讃頌、そして自由曲の選択がされて、さすがに3年生の合唱はハーモニーが非常に充実して、すばらしい歌声だったと思います。

大地讃頌というのは「土の歌」という組曲の第7楽章のまとめに当たるものです。自然の豊かさ、祖国への愛、そして実は広島や長崎で土が踏みじられたことへの怒りもその曲の中では表現されています。その最後の楽章が大地讃頌です。これまで各学校の課題曲であったということを踏まえて、成人式では大地讃頌の合唱をしていました。去年とことしと一中が大地讃頌を課題曲から外してしまったのは、どういう事情か詳しくは聞いておりませんが、残念な気もいたします。今後、元中学生が成人式にどのような歌を共通に歌っていくのかということは、これから話さなければならないことだと思います。

1つ質問ですが、10月11日の東京都教育庁主催の「放射能と健康影響に関する教育研修会」に、国立市からはどういう方々がいらして、どういう研修を受けていらしたのか紹介いただけたらと思います。

以上です

○【佐藤委員長】 放射能と健康影響に関する教員研修会についての参加者とその内容についてというご質問でした。

それでは、渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 先ほどお話がありましたように2回行われました。今、私がお示ししています「放射能と健康影響について」という冊子が配付されまして、プレゼンテーションとともに前回の定例会でも話題になりましたが、ベクレルやシーベルトなどの基本的な知識について、教員が知っておくべきことについての講義が中心にありました。各学校、全校数名の教員が参加いたしまして、この冊子を学校に持ち帰り、学校でこの冊子をもとに全教員に周知していくという段階で、この扱い

が進んでいるところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、私も幾つか感想等を申し上げたいと思います。初めに空間放射線量の測定についてですけれども、都内でも非常に高い数値が出たところがあるということで、とても驚きました。市民の方々の中にも、国立市内はどのようなのだろうか、学校はどのようなのだろうかと心配された方もいらしたのではと思います。そうした中、素早い対応で測定箇所をふやし、側溝、排水ますなど、心配なところを実際に計測していただきました。不安解消に努めていただいたことは非常にありがたいと思っています。ありがとうございました。

ほかに幾つか感想があるのですが、なるべく簡潔にお話ししたいと思います。

市教委学校訪問は、先ほど中村委員からもご報告いただきましたが、3校に伺いました。いずれも子どもたちが非常によくあいさつができて、また落ちついて授業に取り組んでいると感じました。

三中では、校外の人材活用を視野に入れながら、クラスや部活動、それから委員会活動など子どもたちの居場所づくりに努めていただいている状況を伺いました。また八小では、学校経営の目標に対して児童の成長した姿をもって、教育目標の実現を図るという一貫した姿勢や取り組みが、子どもたちや先生方の姿からよく伝わってまいりました。また二中では、子どもたちが主体的に学習を進められるように、授業の中に学び合いを取り入れ、その基本となる聴き合う関係づくりにも着目し、常に子どもたちの意識、例えばグループ学習をどうとらえているのか、どのような感想を持っているのか、そうした意識を常に把握しながら研究を進めていました。

八小の道徳授業地区公開講座では、講師の方が校内研究でもご指導いただいているということでおっしゃったのですけれども、「八小の校内研究のすばらしいところは、研究のための研究ではない。それは非常にすぐれたところですよ」というお話をされました。私は11校それぞれの学校が子どもたちの実態を把握して、またその中で課題をとらえて、学校の目指す方向性がまず明確であること、目指す児童、生徒像が明確であること、また、身につけさせたい力が明確であること、またそのために何が必要かということをも具体的に考えて、場合によっては学年ごとの取り組みを考え、スモールステップを大切にして、研究を進めているところは非常にすぐれていると改めて思いました。

それから運動会なのですけれども、春の運動会の感想も若干交えてお話ししたいと思います。さっそうとした入場行進で、開会式、閉会式の態度もとても立派でした。そして準備運動を、小学生も中学生もしっかりやっていて、見ていてとても気持ちがよかったです。また、先生方の準備運動も子どもたちのよいお手本となっていましたので、それもとてもうれしかったです。

先生方が全体を通してきばきとよく動いて、時には指示を出し、要所要所でよく走っていらっしやいました。それから子どもたちの力強い走り、元気で明るい表現、力強い表現、しっとりとした表現、また係の活動もよく頑張っていましたし、開会式、閉会式ともにそれぞれの役割を立派に果たしていた姿が印象に残りました。

また、春は天候の影響で延期になった学校も多かったと思います。また震災の影響もあったのか、ことしは特に笑顔がいっぱいの運動会という印象を持ちました。元気いっぱいのあふれんばかりの子

どもたちのエネルギーを感じましたし、子どもたちのエネルギーのやり場が本当に必要であるということを感じました。

それから、大きな地震があり東京でもかなり揺れました。また被災地の状況も伝わってくる中で子どもたちの思い、またそこから学んだことが演技や競技、放送などでも、見ているこちら側にもしっかり伝わってきて、とてもうれしく思いました。

また小学校は組体操があるのですけれども、グループで演技に取り組むたびに、それぞれのグループで円陣を組むなどして力強く声をかけ合っていました。緊張感の漂う中、子どもたちが心を合わせて、一つ一つの演技に取り組む姿に、胸が熱くなりました。また子どもたちが声をからして応援する姿や、子どもたちの横で声をからして励まし続ける先生の姿があったりして、それもまた非常に感動的でした。悔し涙も見ましたけれども、今回は勝って喜ぶ、それから最後までやり切ったことへの涙、そういう涙もたくさん見た思いがしました。いずれも個人の競技ではなくて、クラスあるいは複数で取り組む競技でした。クラスを挙げて、また友達と力を合わせて、勝利を目指して最後まで頑張り抜いた経験は子どもたちにとって、何にもかえ難いものだと思います。ことしも子どもたちからたくさんのことを学んだ思いがしました。

また、これは補足ですが、校長先生方とお話をする中で、学校行事のアンケートの話がでました。そうしたアンケートの声から、行事のねらいや安全面などさまざまな側面から検討をして、改善できるところについては、具体的に一つ一つ変えながら進めていますというお話も伺いました。

それから合唱コンクールは、先ほど中村委員からも三中のお話がありましたけれども、本当にすてきな歌声をことしも聞かせていただきました。また行事をつくり上げていく過程にさまざまなドラマがあったのであろうということが、子どもたちの様子や話からよくわかりました。その一つ一つが子どもたちにとって大切な成長の過程であり、かけがえのない思い出となることを改めて認識しました。

全体としてとても真剣に取り組んでいて、一生懸命頑張る姿というのは、見ているだれもが応援したくなるものだと思います。ことしも全学年とても頑張っていました。中でも1年生が初めての舞台にもかかわらず、非常によく声が出ていて、堂々としていたということも感想として持ちました。

そして、あすの26日と11月9日に実践研の研究授業と研究協議の公開があります。先生や子どもたちが頑張っている姿を多くの方に見ていただきたいと思ひますし、私も楽しみにしていますということをお話させていただきます。

それからもう1つ、意見とお伺いしたいことがあります。管外視察で臨海広域防災公園に参りました。その防災に関する施設は3.11以降、来場者が約2.7倍になったと。これは新聞で見たのですけれども、非常に関心の高さがうかがわれる数字だと思います。先月、防災教育についていろいろとお話をさせていただき、学校指導課からも話を伺ったのですけれども、防災教育というくくりの中にさまざまな進め方ができるのではと思います。例えば学校の取り組みとして、小中学校では理科を習い、社会を習い、保健体育でさまざまな学習をします。それは地震についてや、災害時の対応、けがの防止、また地域を学ぶ中では消防署、自治体によっては警察署の見学等もあります。そうした内容を関連づけて防災教育に発展させることは子どもたちにとっても学習したことを実際の生活に生かすことにもなり、非常に大事な教育であると思ひます。

時数の限られた中で新たな取り組みとなると少し難しいかもしれませんが、総合的な防災教育をさまざまな教科で連携をとって進めていくという視点は学校現場ではあるのでしょうか。また、この先、進めていくことは可能でしょうか。学校指導課のお考えも含めて少しお伺いしたいと思ひます。

ですが、いかがでしょうか。

総合的な学習の時間が、今年から実質減っていきますので、そういう意味でも、工夫して進めることが大切ではないかと思うのですけれども、そうした意識がけは非常に効果があると思います。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 総合的な学習の時間が1時間減ということもありまして、時間的な確保というのは非常に難しい現状はあります。ただし、今お話がありましたように、例えば社会科で消防署や地域の防災施設について学習しているときに、教える側が横断的なイメージを持って、この教材を防災教育と関連させながら指導しているというものがあります。各教科の中で区切られていますが、子どもたちの中に防災意識や危機管理意識というものが高まるような指導はできていくと思っていますので、やはり教員、教える側の防災教育に関する意識の向上ということがまず第一に重要ではないかと考えます。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひしたいと思います。

中村委員。

○【中村委員】 防災のことで思い出したのですが、八小の学校訪問に行ったときに、各クラスには、子どもたちの座っているいすの後ろに防災ずきんがかけてありますけれども、音楽室や理科室などの特別教室にはありません。校長先生にもし地震があったときには、1回クラスに戻ってから避難するのですかとお伺いしましたら、そうではなくてすぐに避難をするというお話でした。そうであるなら、各クラスに防災ずきんは置いてあるけれども特別教室にいるときには使えないということで、まだ備えとしては少し不十分であると思います。子どもたちが持っている防災ずきんは親が負担して買ったものですが、特別教室には学校で防災ずきんを備える、あるいは特別教室に行くときに、子どもたちが防災ずきんを座布団がわりに持っていくということをしなないと意味がないといひますか、買ってありますということだけで、本当に地震が来たときにどのように使うのかという意識については、まだ弱いところがあるのではないかと感じました。

学校訪問に行くと、テレビが落ちてこないか、棚の上に重い物がないかなど、つい気になって見てしまいます。特に入り口付近の棚の上に何かがあって、それが落ちただけでも子どもたちは非常にショックを受けるといひます。物が落ちないようにするなど、防災教育の中での環境の充実と、設備だけがあればいいのではないということについての意識を徹底していただきたいと思ひました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、次に移ります。



○議題(2) 議案第25号 平成23年度教育費(12月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 次に議案第25号、平成23年度教育費(12月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願ひいたします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第25号、平成23年度年度教育費(12月)補正予算案の提出についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市議会第4回定例会に提案するため、平成23年度の教育費補正予算案を市財政当局へ提出したいので提案するものでございます。

補正予算の内容でございますが、次のページをごらんください。

初めに歳入でございます。現在、工事を実施しております中学校3校のエアコン設置にかかわりませぬ歳入で、款14、都支出金、項2、都補助金にかかわりませぬ細節3の公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金でございますが、補助対象教室数の減及び歳出予算の精査によりまして、913万6,000円を減額するものでございます。歳入の予算につきましては、以上913万6,000円の減額でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。各予算科目の補正理由でございますが、ごらんいただいておりますように、決算見込みの精査によるもの、または各委託業務に伴う契約差金によるものがほとんどでございますので、主だったものにつきましてご説明させていただきます。ご了承いただきたいと思ひます。

それでは2ページの歳出でございますが、項1、教育総務費の目2、事務局費、事務事業、教育委員会事務局運営事業に係る経費、節9、旅費、細節4、特別旅費を7万3,000円減額するものでございます。こちらは平成23年度に、当市教育長が東京都市教育長会の副会長に就任予定でございましたが、平成23年4月の時点におきまして、教育長が不在となっておりますので、就任が1年先送りとなり、副会長として参加予定でありました関東地区教育長協議会理事会及び総会と全国都市教育長会協議会・理事会及び総会への出席の必要がなくなったために減額するものでございます。

続きまして4ページをお開きください。項5の学校給食費、目1、学校給食費、事務事業、給食センターの管理運営に係る経費、節12、役務費、細節1の通信運搬費及び3の手数料でございますが、これは東京都消費者行政活性化交付金を活用し、放射能測定品目を現在の3品から6品にするものでございます。通信運搬費7,000円、手数料33万1,000円を増額するものでございます。

続きまして5ページをお開きください。同じく項5、学校給食費、目1、学校給食費、事務事業、給食センターの管理運営に係る経費、節18、備品購入費でございますが、180万6,000円を増額するものでございます。こちらにつきましても、東京都消費者行政活性化交付金を活用し、放射能検査機器を購入するものでございます。

次に6ページをお開きください。項9、図書館日、目1、図書館総務費、事務事業、図書館嘱託員報酬、節1、報酬、細節4、図書館嘱託員報酬でございます。再任用職員から嘱託職員へ変更したためでございます、104万8,000円を増額するものでございます。

以上、歳出につきましては、総額2,667万5,000円の減額補正をするものでございます。

平成23年度教育費補正予算案の内容は以上のとおりでございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 5ページの給食センターの放射能検査機器の購入ということですが、これは以前お聞きした補助金が出るということなのですね。そして、この180万6,000円という金額が、放射能検査機器の購入費ということなのでしょうか。この金額は市で負担するのか、それとも補助金として市の歳入に入って来るということなのかについて、確認させてください。

○【佐藤委員長】 放射能検査機器の購入についてのご質問です。

村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 お答えいたします。今、ご質問のありました放射能の検査機器でございますが、前回の定例会でもご説明しましたように、当初は110万円程度の検査機器を希望していました。その際にもご説明いたしましたが、市全体でこの消費者行政活性化交付金を受けます。そして、その対象事業の中には減額による差金が出た事業などもありまして、結果的に、金額的には110万円程度の予定であったものが180万6,000円に増額となり、確定されたということでございます。

2点目につきましては、東京都からの10分の10の補助でありますので、市の歳入に入りまして、それを支出として執行するということとなります。

以上でございます。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 180万6,000円で、何台購入するのですか。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 購入は1台でございます。

○【嵐山委員】 1台で180万6,000円ですか。

○【村山給食センター所長】 はい。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 検査機器を購入することができるということは、委託しないでも給食センターで検査することができるということですね。そうしますと、今後、委託費は減ることが予想されると思うのですが、この検査機器を購入して、実際に検査を実施するための機械の使い方や、その研修などはどうされるのでしょうか。給食センターの職員が普通に日常業務の中でおやりになるということでしょうか。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 放射能関係の対策につきましては、基本的には外部委託機関の検査を基本として考えています。その理由といたしますのは、外部委託機関はゲルマニウム測定になります。ゲルマニウム測定の検査機器も市販はされているのですが、1,000万円以上して、特別な技術者が使わなければならないということがありまして、その検査機器の性能上でどうしても違いが出てまいります。さらに、同じ交付金を活用して検査項目もふやしています。ですから、1つは外部委託機関の検査を基礎にしつつ、さらに私どもで備えつける検査機器では、さまざまな種類の食材について検査をし、外部委託機関の検査を補完するような検査ができ得るのではないかと考えてございます。

2点目の使用についてですが、一般的には取り扱い説明書等を読めば対応できると聞いていますので、現在のところ給食センターの職員で対応いたしたいと思っております。

以上でございます。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 食材に含まれる放射性物質の測定については、検査機器の性能に加えて、少量の検体をどのくらい時間をかけるかでかなり精度も違ってくるという話も聞きます。今の給食センター所長からのお話にもありましたが、外部委託機関の検査を基本に、今後備えつける検査機器を使っての検査をということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、1点お伺いしたいのですが、2ページの歳出の項1の教育総務費、目3の教育指導費で、学校備品整備事業に係る経費の体力測定用器具についてです。これは補正予算そのものや金額に関する質問ではないのですが、全11校で体力テストが実施されるようになりました。これまでさまざまな器具が足りない等の声を聞いていましたが、この体力測定用器具の費用で必要な備品はそろったと理解をしてよろしいのでしょうかという確認です。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 握力計を始め、今回の検査に必要な測定器具については、今回のこの特別な予算立てをしている中でそろえてまいりました。すべての学校にすべての測定器具を配置できるところまでは、まだそろい切れておりませんが、今後も、来年度予算、校内配当予算等でそろえていく予定であります。

以上です。

○【佐藤委員長】 わかりました。では、引き続きよろしくお願いします。

ほかにはございませんか。

それでは、採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第25号、平成23年度教育費(12月)補正予算案の提出については、可決いたします。



○議題(3) その他報告事項 1) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 次にその他報告事項に移ります。その他報告事項1、市教委名義使用について。小林生涯学習課長、お願いいたします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、後援等名義使用承認一覧についてご説明させていただきます。平成23年度9月分は5件でございます。

まず1番目は、NPO法人野外遊び喜び総合研究所主催の「多摩川自然体験教室カヌー&Eボート」でございます。多摩地域とともに府中市、国立市の小中学生を対象に、地元の多摩川を用いて身近にある自然に触れる体験を提供し、発見、感動を得ることを目的としております。今回はカヌー体験とEボート体験を2日間実施するものです。

前回は悪天候と河川の増水等により参加者が減り、74名の参加となっているようでございます。

2番目は、特定非営利活動法人日本伝統芸術文化協会主催の「第5回親子で能楽に親しもう」でございます。日本の古典芸能である能楽を小中学生の親子で親しんでいただくことを目的として、演目のほか、能や狂言、神楽などの仮面の展示も行うものでございます。

3番目は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会主催の「NHKハートスポーツフェスタ～障害者スポーツ体験会～」でございます。障害のある人もない人もともに楽しめるイベントを企画し、スポーツを通して交流を深め、相互の理解を図ることを目的とした事業でございます。東京都多摩障害者スポーツセンターと国立市の市民総合体育館の2館同時開催で、車いす乗車体験、ビームライフル、カローリングなどが行われます。また、ゲストによるトークショーなども行われます。東京都には国立市と北区に2館、障害者スポーツセンターがありますが、去年は北区のほうで行われました。そちらでは、ゲストに体操のお兄さんの佐藤弘道氏をお呼びし、約500名の参加をいただいたようでござ

います。

4番目は、東京女子体育短期大学主催の「第1回幼小中教育フォーラム」でございます。教師を目指す学生への質の向上とキャリア支援を目的として、学生及び現職の教師の研究発表と講演を実施するものでございます。

最後の5番目は、国立音楽大学附属高等学校同窓会主催の「アフタヌーンコンサート」でございます。地域文化の向上及び市民との交流を深めることを目的とした無料のコンサートで、ゼロ歳児から入場可能とし、親しみやすいクラシックの名曲を中心に、音高の卒業生が演奏するものでございます。こちらの同窓会はコンサートだけではなく、ことしの5月には「『子供の脳をいかに育むか』～ピアノが脳に良い理由とは～」と題して、脳科学者の澤口俊之元北海道大学教授の講演会を開くなどして、800名を超える参加者を集めるような企画もしている団体です。

以上5件、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 前回の定例会で、改行の場所について意見を申し上げました。改善してくださって、とてもうれしいと思っています。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) その他報告事項 2) 要望書について

○【佐藤委員長】 ないようですので、その他報告事項2に移ります。

要望書について、武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 ご要望につきましては2件でございます。〇〇〇、子どもたちが主権者の社会科教育を求める会、〇〇〇〇様より、是松昭一氏ら教委事務局が、「日本国憲法第16条の保障する、陳情・要望書を提出する権利」を、収入の少ない人には、奪ったり制約したりしている行為を、やめさせるよう求めるご要望を、東三丁目佐々木様より、屋上屋を重ね、天下りの受け入れ先となる教育センター分室の設置に反対するご要望をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。

新しい委員をお迎えしましたので、ここで陳情・要望等の取り扱いについて、簡単に事務局からご説明いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 まず初めに、要望書の取り扱いにつきましては、各委員の皆様にご感想等があればお話をさせていただくという取り扱いとなっております。それから、請願・陳情につきましては、教育委員会として一定の結論を出さなければいけないということになっております。その中で教育委員会の委員の方たちにご審議をいただきまして、採決をするという形になります。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見などございましたら、お願いします。

中村委員。

○【中村委員】 「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」からの要望について、幾つか意見を申し上げたいと思います。

まず、日本国憲法第16条を根拠にされているわけですが、16条で規定しているのは、「平穩に請願する権利がある」ということと、それから「係る請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」ということで請願をしたために不利になるということはないと規定しています。ですから、ここでは収入が少ない人には請願しにくいなどの差別をしないと直接に言っているのではなくて、請願はだれでも認められているし、請願をしたことによって不利益を受けないという規定だということをまず確認しておきたいと思います。

請願や陳情、要望書を出すに当たって、当人に非常に大きな負担を要請しているために、市民の方たちに非常に高いハードルを国立市の教育委員会がつくっているかどうかということだと思います、私はそのようなことはないと思っています。これまで「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」の方からさまざまな資料を提供していただきました。そして全体を見た感じでは、一つ一つ要望にこたえるよりは、これまでどおり陳情であれば陳情の趣旨があり、そして理由があり、それに密接にかかわりのある資料は、私は教育委員会の事務局で受け取って印刷してもいいのではないかと思います。それが例えば20枚とか100枚とか、時間的にも経済的にもお互いにとって、事務局にとっても出す当人にとってもとても負担であるということになったならば、それはまた考えなければなりません、きょうは割と少ない文章です。ただ、今回の要望書には本文らしき中に資料、経過説明が入っています。資料のコピーは自分でやってくださいと決めてしまうと、こういう形のわかりにくい要望書が出てくる可能性があることを考えると、5～6枚ぐらいなら、それはもういわゆる常識の範囲で、陳情、要望をする権利を経済事情によっては制約しないということを方針とするのがいいのではないかと思います。

今までの経緯がありますので、この会の方からもっとたくさんの資料が来てしまうのではないかも考えたりしましたが、ただ、ここは一般論として、必要な資料は受け取るということで私はいいと思いますし、事務局が受け取って印刷していただきたいと思います。ただし、あまり過度になった場合には改めて検討するべきであると思います。

要望した方にこちらから要望したいのは、今回の要望書も同じことを3回も4回も書いているところがあり、もう少しすっきり書けるのではないかと思います。

それから、幾つか申し上げたいことがあります。佐藤委員長がみずからはおっしゃりにくいことがあるかもしれませんが、私たちは思ったことを率直にここで議論をさせていただいています。今回2ページで、佐藤委員長が「陳情の最後に、『今後、議論を呼びそうだ』」とあるのは、「国立の現状とは異なる」と言ったことを、要望者の方は、佐藤委員長が参考記事に引用されていた「全国の」というところを「国立の」と読み違えたかと、陳情の最後に何度も何度も書いてあります。そして、そのことをかなり攻撃的に扱っていらっしゃいますけれども、要望者の立場からしても、陳情の要旨や参考記事の資料などは、全部含めて陳情と認識なさっていると思います。だからこそ一体として市教委の事務局のほうで印刷してくれとおっしゃっているわけですね。

ですから、佐藤委員長が「陳情の最後にこのようなことが書かれている」と言ったことを、ここまですわなくてもいいのではないかと思います。つまり、「全国の小中学校で論議を呼びだそう」というところで、しかし、国立市では使っていないのだから、そのようなことには当たらないと言ったことを、なぜここまで問題にするのかが私には理解できません。佐藤委員長が謝る必要はないと思っ

ています。

そして、前回、教育委員会は学校や校長などに対する上司ではないと思っていると私が言った発言は、この会の方に高く評価されたようなのですが、今回、この会の方たちが繰り返し、私たち教育委員が是松教育長の上司であると言っていることについても、やはり納得できません。もちろん教育委員会として、私たちは審議して決定するという一番重い権限を受けていますけれども、私たち教育委員が「上司として是松教育長に何か言え」とおっしゃるのも、これは筋違いだと思っています。

少しくどいかもしれませんが、結論を言いますと、どこで線を引くかについてなどをきちんと決めてしまうと、またそのことでさまざま複雑な議論が生じてくると思いますし、必ずしも教育委員会の基準を市議会と一緒にする必要もないと思っています。是松教育長がこの会の方にお示しになった「資料の提出を求めておりません」ということは、事実として、取り扱い基準には「資料を提出してください」とは書いていないという意味として受け取れば、資料を出してはいけないとも言っていないわけですし、資料であるから絶対に受け付けないではなくて、わかりやすく簡潔で重要な資料はつけていただく、そして事務局に印刷していただければありがたいと私は思います。きちんとここで線を引くとか、資料であるからどうなのかということのをこれ以上ここで議論することも必要ないと思っています。

○【佐藤委員長】 ほかにご意見などいかがでしょうか。ほかにはございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今回初めて出席させていただいて、要望書などを受け取ってここでも協議することは非常にいいことであると思います。

ただし、正直な感想を言いますと、子どもたちが主権者の社会科教育を求める会の方の要望書は、今までの経緯がわからないものですので、逆になおさら見れるのではという部分もあると思うのですが、何がおっしゃりたいのかがよくつかめなかったというのが正直な感想です。このことも大事なことだと思うのですが、審議する場ですので、ぜひお互いにいい方向、子どもたちのためにいい方向を向いていくことができるような場にしていくことが、とても大事であると思います。何がどうであるのか、正直言いまして個人攻撃が多いような感想を持ってしまいました。このことが正しいのかどうかわかりませんし、今まで出た意見もわからないのですけれども、感想として申し上げさせていただくと、そんな気がいたしましたので、先ほど中村委員がおっしゃられたようにもう少し簡潔にわかりやすく書いていただくと、すっとイメージがわくのではと思いました。わからないところで発言をしていますので、要望を出された方には何もわからずということがおありになるかもしれないのですけれども、正直な感想ということでお受けとめいただけるとありがたいと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 感想を言いますと、この方はいつも陳情をなさっていますけれど、今回は特に何をおっしゃっているのかわかりません。例えば2ページの「佐藤路子氏は、陳情の『I 陳情の趣旨』と『II 参考記事』とを混同しており、佐藤路子氏の読解力の問題は、どうなっているのか、という傍聴者や保護者・市民の声が出ている」とありますが、本当なのでしょうか。失礼だと思います。

この方がいつも出している陳情に対して、私たちの意見は違います。つまり、一人一人意見は違いますけれども、陳情に対してそれぞれの立場からどうしたらいいのかということをお話してきたわけではないでしょうか。この方は、陳情するとき、陳情の趣旨と毎日新聞の参考記事であるなどそ

の都度いろいろ出してきます。陳譲に対して意見を言えば、当然参考資料のことにも触れるわけです。そのことを佐藤委員長に対して、「陳情の趣旨と参考記事を混同しており、佐藤路子氏の読解力の問題はどうなっているのか」ということは侮辱ですし、不愉快です。

それから、もう1つ、全般的にわからないのですが、3ページに、「原点の『研修テキスト』の前後の文脈等も教育委員に読んでおいて頂く必要があると判断し、本意ではないが、多額のカネを自腹で支出し、『研修テキスト』の本文をA3判4枚分コピーした。9月10日（土）早朝、市役所の警備員に手渡した」とあり、それに対して「ようやく来た是松昭一氏の回答」と書いてあります。どうなのでしょう。ひとり相撲ではないのでしょうか。やはり、陳情をするという方はそれなりの誠意を持って、自分の信念を持って提出されていると思います。そうであるのならば、「9月10日（土）早朝、市役所の警備員に手渡した」。そして「ようやく来た是松昭一氏の回答」とは、失礼きわまりないという感想を持っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 私は、「読解力の問題」と言われるのは嫌ですけども、率直に言いますが、この会の方の文章は本当にわかりにくいです。ですから、同じことを伝えるのであるのならもう少しわかりやすく、素直に理解できるような文章を書くという努力もしていただきたいと思います。ところどころ、わざわざ挑発しているのですかと思わせてしまうところも、要望される方にとっては得ではないのではないかと思います。ここまで言うのはどうかと思いますが、要望したいことは、趣旨を明確に、根拠を持って、もちろん資料もきちんと出していただきたいと思います。わかりやすく構成すればもっと短くなると思います。この会であるからどうであるかということは別にして、私の意見は、多少の資料であれば、事務局は受け取って印刷していただきたいと思います。

33部という数がどういう数かわからないのですけれども、ここにいる方々と、情報開示などを合わせた数であると思います。例えば、技術的に33部必要であるのか、もう少し少なくてもいいのはいいか、などということは、事務局レベルでお話をいただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 さまざまご感想をいただきました。先ほど中村委員もおっしゃいましたが、資料のコピー等については、そもそも教育委員会の定例会の場で話し合うことには疑問があります。それについては同じ意見です。

中村委員は、あまり多いとよくないけれども、常識の範囲でコピーをしてもいいのではというご意見を出されました。そうした場合、例えば枚数でいいですと、多い少ないの判断は主観になりますし、枚数で線引きをするにしても、そのラインを決めた理由が必要になります。29枚ならよくて30枚はよくないといった理由もどれだけ意味があるのか疑問です。私はこうしたことに関しては、事務局が常識的に、また良識的に決めていただければよろしいのではないかと思います。お任せすべきことと思います。

それから、皆様からもご意見が出ましたように要望、それから陳情については、熱い思いがあって要望なり陳情なりを出されていると思います。それぞれの方がその思いを簡潔にまとめていただくのにご苦労されているのではと思いますし、それによって伝わる部分もございます。ですので、ぜひ簡潔にまとめていただくのがよろしいのではと思います。

ほかによろしいでしょうか。この要望書についてはほかにございませんか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 では、次の要望書に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、もう1つの要望書について、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

中村委員。

○【中村委員】 この要望書にあります「天下りである」、「屋上屋を重ねる」などという表現については若干思うところがあるのですが、確認したいことは、まず、前回の定例会で渡辺学校指導課長が提案された「教育センターの分室」というものの業務が、子どもの支援に直接かかわることではなく、現場の先生方や管理職の養成にかかわるものであるという理解でいいのかどうかということです。ここで言われている趣旨は、教員研修や管理職の養成などは、それこそ学校指導課及び指導主事の役割であるので、そのことをセンターの分室という形でやる意義や必然性はどのようなものなのかということを確認させていただきたいと思います。

少し古いのですが、2008年5月10日の朝日新聞の多摩版の切り抜きを持ってきました。あきる野市で校長経験者の4人の方が新任の教員を支援するというので、教職員研修センターというものを立ち上げたという記事です。ここで「教育センター分室」とおっしゃられているのは、そういうイメージなのでしょうか。この記事では校長経験者が若手の指導を直接なさるということで、センターにいて指導をするというよりは、現場で指導するようです。センターというのは組織の名前で、活動は現場であると思うのですが、国立の場合はどのような活動が想定されているのかということと、それをこういう形でやることの意味をもう少し話していただければと思います。

○【佐藤委員長】 教育センター分室の必然性、意味合い、それから想定される活動のイメージを膨らませたいということでもよろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 前回もお話しましたが、この背景には大量退職に伴う経験の浅い教員が急増しているという学校の現状があります。この状況から発生するさまざまな問題に対して解決策を講じていく必要が、今の時代あるということが前提になります。

今ご紹介いただいたようなあきる野市での学校、教員を具体的に現場レベルで支援し、サポートするといった学校支援センターのようなイメージでもよろしいかと思っております。この間、近隣の9市について調べてみましたが、いずれも名称こそ異なりますけれども、教員研修室や、研修センター、学校支援サポートセンターというような名称等で設置がされております。

要望書のご指摘にあるような国立市の教育センター条例の趣旨とは異なりますので、新たに要項等をつくりながら、設置が可能かどうかということも含めて今後検討していきたいという提案を前回させていただいたということでもあります。

また退職の校長先生に限りませんで、教員の方でも大変熱意があつて、学級経営が得意な先生方がここでたくさん退職されますので、そういう先生方がSOSを発信した教室について、そして求められる支援をしていくということは、直接・間接的に子どもたちの学校生活をよりよくするためのサポートになると考えているところです。

以上です。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 この方の要望の1つは、このようなものはおかしいというシステムのことを言っていると思います。もう1つは、前学校指導課長であった俣田氏が認めていたように、「教員の資質向上は教員自らが意欲によって自らが行うものである」とあります。このことはそうです。そうしながら、次に「外からの働きかけによって意欲や能力が向上することがあることは否定しないが」と入れていて、両方を認めています。

そして、要望書の2枚目の下から3行目に、「自分達の仕事の軽減策や教育『官僚』の利権確保策としか思えぬ『重点取組み事項』に愕然といたします」とありますが、私の理解でいいますと、1枚目にある「この計画は東京都の教育『官僚』の天下り場を確保することではないか」と、そのことを心配されているのではないかと思います。

ですけれども、2ページの最初に、「そもそも、民間では、組織の構成員の資質向上はその組織が内部で担うのが当然であり、それができない組織は失格である」とありますが、組織の構成員の資質向上はその組織が内部で担うのが当然であるとは考えません。つまり、組織というものはもちろん内部で行うものですが、問題があれば外部の人の意見や有識者の意見などを取り入れることは当然のことであると思います。

「天下り」というと、官庁の偉い人がやめて、また別の会社に行って、そこで不当な利益を得るというイメージにつながりますけれども、このシステムというのは、退職になった校長先生や、キャリアのある先生が、今特に若い先生がふえたので、さまざまなことを指導したり、教えるというシステムであると思いますので、そのことを最初から「天下り」という概念でとらえてしまうと違うのではないかという気がします。

どのような基準で先生が来られるかわかりませんが、「天下り」というものとは違うと思います。先生にも個人差はあると思いますが、やはり退職なさった先生方はさまざまな経験もあるので、若い先生方を指導したり、意見を言うということについては何も問題がないと考えます。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 センターでやることの必要性ということについてですが、指導主事をもう1人ください、指導主事を3人くださいというのは無理であるのかということがまず1つあると思います。退職された先生の再雇用となると普通の月給になりますね。それは東京都の負担ということですから、市に負担がないというのは得なのでしょうが、指導主事の方たちの給与も東京都ですね。指導主事の方たちがとても大変なことはよくわかっていますので、指導主事をもう1人と要望してもいいのではないかと考えています。

それから、国立市の事情について少し書いてあるのですが、確かに国立市は新しい先生が多くて、真ん中の先生が手薄になっています。それは全国的なことかもしれませんが、特に国立市の場合には、やはり国立二小の問題以降、組合の先生を随分と外に出してしまったということの後遺症が今でも残念ながらあると思います。そのことはやはり自覚して、どういうふうの手当てをしていくかということを考えなければならないと思っています。

もう1つは、東京都の傾向としては、定年になる前にベテランの先生がやめていかれることが多いです。そして、管理職のなり手も少ないというのは、東京都の教育行政の問題もあるかもしれないと

思います。としますと、国立市でこのようなセンターをつくって2、3人若手の指導に回ってもらうことは、もちろんやらないよりはいいかもしれないけれども、「ばんそうこう的な対処」ではないかと思えます。3年前のこの新聞記事で非常に気になることは「学校の先生に余裕がない」と書いてあることです。「昔は先輩が体験談を交えて教えてくれたが、今の先生は事務作業が忙しく、職員室ではパソコンにかじりついてばかり。新任の指導や助言をする余裕がない」とあります。こういうことが、あきる野市で校長経験者が新任教員の支援に当たるようになった背景にあるとのこと。

この状況がもし本当であったとしたら、それこそとても大変なことです。現場でOJT、OJTと言っていますけれども、現場で普通に教育実践をしながら先輩が若手の教員を育てていくという、当たり前のことがやりにくくなっている。それから、東京都が人事考課で教員を「S、A、B、C」と評価をする。そうすると、「もちろん同僚なので助けてあげたいけれども、自分も自分のことで精いっぱいではなかなかそれができない」という話も先生方から聞いたことがあります。

そういう点で言うと、学校の先生が子どもたちを教えながら、比較的余裕があつて、先輩との交流もあつて、伸び伸びと育てていくということが現場ではなくなっているということ、東京都としても本当に考えていただかないと、退職した先生が現場に残って支援するどころでは済まない根本的な問題があると思えます。そういう意味では私は先ほど、「ばんそうこう」と言いました。もし必要があれば、教育センター条例を少し変えて押し込むのではなく、きちんとされるべきであると思えますが、国立市の実情に即して現場で本当にどういう問題があつて、どういう対策が必要なのか多角的に検討をしていただきたい。その一環としてこれがあるということは理解しましたが、現場の状況はこれでは済まないぐらい深刻ではないかなと思えます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ご質問はよろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。意見だけです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 実態には言いにくいことなのでしょうけれども、どうなのですか。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 「天下り」とこの要望書に書かれていますけれども、世間で言う「天下り」とは違ひまして、いわゆる60歳で定年退職した方が、年金の支給が始まる65歳までに再雇用、再任用されるという場合の雇用形態は、決して「天下り」というようないいものではございません。正直言ひまして、例えば教員の場合ですと、60歳定年制がやはりございまして、定年して再雇用という形で、フルタイムの再任用というのが1つあります。つまり今までやっていたのと全く同じ時間帯で勤務していただきます。これは今、校長等で再任用校長といいますがありますのでおわかりかと思ひますけれども、校長は今までやっていた業務と同じ業務をやり、同じ責任を受けながら再任用されても、給与は半減してしまいます。それから同じようにフルタイムで教員もできますが、やはり60歳から65歳の間給与というのは半分近くに落ちてしまいます。

○【嵐山委員】 民間も同じですか。

○【是松教育長】 どうでしょうか。

私ども市の職員にも再任用がありますけれども、市の職員の場合は、3分の1ぐらいの給与で同じ仕事をしていくというようなことになっています。ですから、当然ながら仮に5年間を働いても、それに伴うその期間の退職金もありません。「天下り」の場合は、いた期間の退職金がまたさらに加算

されて、幾つかの機関を渡り歩くことによって、その退職金でかなりの収入が得られるというのが「官僚の天下り」と、過去言われていました。ですけれども、「天下り」といわゆる再雇用、再任用というのは全然違う内容になります。

それから、前回「教育センター分室」という言い方を学校指導課のほうでしてしまったのですけれども、確かに教育センターの内容と、今言った若手教員の指導育成の業務というのは違いますので、分室という形よりも、今、中村委員がおっしゃられたあきる野市のような研修センターという意味合いで課題として載せるべきであったと、それについては反省事項であると思っておりますが、仮に研修センターをつくった場合、そこに東京都から人材を配置してもらうにしても、再雇用、再任用は無理なのです。なぜかと申しますと、非常勤職員としての扱いになりますので、再雇用、再任用以上に給与はもっと低くなってしまおうと思います。もしやっていただくにしても、非常勤職員ですので、フルタイムでやっていただくわけではないということです。

ただし、このことは公務員も民間も同様ですけれども、今、雇用の状況として、年金が65歳から支給になるのに定年制が伸びないという中で、5年間の雇いをどうするのかという問題と、団塊の世代が大量退職し、社会自体どの組織も若返りはあるのですけれども、組織は弱体化しているという中で、一方で退職した団塊の世代はまだまだ元気で、そういったまだまだ働ける人たちの活力をどうリサイクルといいますか還元していくのかという問題も含めて、どの組織も今ベテランのキャリアという方々を有効活用していこう、また一方でこれまで社会で一生懸命頑張ってくれた方々が、今しばらく年金をもらえるまでの間の自主的な収入が得られるようにといった社会システムで、できるだけ退職された教員の活用もしていかなければいけないという中で、このように各市において研修センターという組織ができつつあるのだと認識しております。

以上です。

○【山口委員】 1つ感想をよろしいですか。

○【佐藤委員長】 山口委員。

○【山口委員】 少し話を戻してしまうような感じになるのですけれども、このことの根本というのは、やはり今の教育現場がどうなっているのだろうか、どう置かれているのかと、私自身は社会全体の状況とすごく密接に関連をしていると感じていて、由々しきという言葉で言っているのか、中村委員がおっしゃられたように、何か非常に大きな問題を抱えているような気がします。まだ実態がよくわからないのですけれども、そこに対してさまざまな形で取り組みをしていくことは絶対必要であると思いますので、名称は別にして、こういう形のもものは必要であると思います。ただし、実際にこれがどのように機能を果たして、どういう方向で行けるのかと検証しながら、常に改善をしていくという努力を不断にしていくことは必要であると思います。また、この要望を出していただいたので、これだけ議論ができたということはとても意義があることであると一方で思いつつも、名称をもし変更されるのならばそのほうがすっきりするような気もいたします。今後この根本については、この教育委員会で本当に考えていかなければいけないことであると思ってお聞きをしておりました。

以上です。

○【佐藤委員長】 私も思うところを幾つか、まとめてお話ししたいと思います。

「教育センター分室」という話が先月出まして、早速関心をもっていただいたことは非常にありがたいと思っております。先ほど中村委員から「国立市の実情に即して問題が何か、それから必要な対策は何かを多角的に検討してほしい」というお話がありました。私はそのあたりを一番よくご存じなの

は学校指導課であり、また他市の状況も当然調べていただいていると思います。学校指導課が対策として多角的に検討した結果、教育センターの分室を立ち上げたいということであったと思います。

先ほどから若手教員という話が出ますけれども、大量退職に伴う若手教員をどう育てるかということは国立市に限ったことではなくて、これは全国的に大きな課題だと思います。新聞でもテレビでも報道されていますし、自治体によっては多額の市費や県費などを投入して、この対策を具体的施策として打ち出して実施しているところもたくさんあると報道されています。そうした中で、国立市が限られた財源の中で、問題が何か、それに対応するにはどうしたらいいのかを、今一生懸命考えているところであると思います。

先ほど中村委員の教育センターの分室に関するお話の中に、「子どもの支援に直接かかわることではなくて」ということがあったと思うのですが、私は少しとらえ方が違います。先生、それから学校を支援するというのは、ダイレクトに子どもたちのためであり、子どもの支援そのものの1つであると思います。学校はそうした課題に対して校内で、OJTを進めていますし、市教委でも研修を進めています。これについては、先月もお話がありましたが、学校指導課としても、実情にあわせてさまざまな実践的な研修をしていただいている。それも事実だと思います。そうした取り組みがある上で、その上で教育委員会は若手の先生をしっかりと育てるために、よりよい先生になっていただくために、何をどのようにしたらいいのか、どのような手だてがとれるのかそのことが問われていると思います。国立市内の現状、つまり市教委学校訪問等で教育委員も若手の先生がふえている現状、平均年齢も非常に低い学校もあるという現状を学校と共有して認識していると思います。

それから、若手の先生は学問的にも非常に優秀だと思います。子どもたちに何を教えるのか、教える内容はきっとよくわかっている。でも、現場でよくお聞きするのは、細かいことになかなか対応できない。例えば校外学習であったり、集合の仕方であったり、学活の取り組み方であったり、細かく言うと切りがありません。学校指導課がよくご存じだと思います。そうしたことは、実践の中で経験を積み重ねればいいということにはわかっていますけれども、若手の先生も実際に先生として採用されれば、即戦力として期待をされ、教壇に立ちます。採用されたばかりの先生の中には、その春に担任の先生として子どもたちや保護者の前に立つ場合もあります。そうしたときに、大切なことを知らないまま、わからないままにいるというのは、先生も気の毒であると思いますし、何より子どもたちがかわいそうだと思います。そういう意味では、現場を最優先にして、常に若手の先生と一緒に動いていただける人というのが必要ではないかと思います。もちろん、学校の先生も校長先生も副校長先生も学校指導課長も指導主事も思いは同じであると思いますが、実際にお仕事を見ていると、現実としてそれができるかどうかということになると、おそらく皆様も非常に難しい部分があるということがわかりだと思います。

そのことを考えますと、先月学校指導課長がおっしゃった若手教員の増加に伴った研修制度の充実・教育実践のサポート、それから主任、主幹等指導者層の人材育成、さまざまな教育課題に対応する学校支援ということで、私は3つではないかと分けて考えたのですが、この必要性はだれもが認めざるを得ない状況にあると思います。

先ほど、若手支援に関してお話しましたが、指導者層の人材育成という点も、国立市教育委員会の活動の点検・評価報告書の中の知見者としてのコメントで、「指導者の育成をどうするかということが大きな課題である」というご指摘もいただきました。今回の提案はそれにもしっかりと答えることができる第一歩ではないかと思います。また、学校を支援することにも非常に大きな力に

なると思います。そのいずれもが子どもたちのためであると思いますので、さまざまなご意見や疑問もでてくるかと思いますが、とにかくこういったものが必要であるというところから、今後さまざまな検討を重ねて、ぜひ子どもたちのために若手の先生にも、力ある先生に国立市で育っていただきたいと思ひますし、市を挙げて学校を支援していく体制、これは保護者も大きく期待していると思ひます。お互いに協力して子どもたちを育てるという体制をぜひつくっていきたく思ひますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひます。

中村委員。

○【中村委員】 私が先ほど、直接子どもにかかわることではないと申し上げたのは、国立市の教育センター条例でセンターがやるのは教育相談に関することと、学校教育に適応できない児童・生徒の指導に関することという規定があって、このほかに国立市教育委員会が必要と認めた事業ですから、センターを分室として実施するとしても、改めて教育委員会で教育センター条例を改定しなければならない、そういう意味で、今のセンターの趣旨とは違うということです。今、その教育センターには、専任相談員と専門相談員という精神科医や臨床心理分野の学識を持った方がいらっしゃるわけですが、この提案されている教員を退職した方が相談員になるのではないと思ひますので、そのことも含めて、組織的には問題があると申し上げました。

それから、すべての教育活動がとにかく子どものためということについては、佐藤委員長と同じ意見です。

○【佐藤委員長】 はい。名称などに関してはこれからだと思います。また教育センターの条例を制定した当時の教育課題が、教育相談と学校に適応できない児童・生徒の指導にかかわることであったと思ひます。国立市教育センター条例には、この2つに関する以外にも、国立市教育委員会が必要と認めた事業という記載もありますので、教育に広がりがあるのは当然であると思ひますし、これから細かいことが具体的に進めば非常にうれしいと思ひますので、さまざまな方のご協力とご理解をお願いしたいと思ひます。

要望書に関してはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回、平成23年第11回の定例会でございますが、11月22日火曜日、午後2時から、会場はこちらの教育委員室といたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、11月22日火曜日、午後2時から。会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時34分閉会